

第 4 2 2 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市教育委員会（以下「実施機関」という。）が、第 2に掲げる決定に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）の対象となる行政文書を非公開とした決定は、妥当である。

第 2 本件審査請求に至る経過

1 令和 2年 6月 2日、審査請求人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、次のような公開請求（以下「本件各公開請求」という。）を行った。

①名古屋市立学校（園）長様

令和 2年度の教育活動の開始についての文書

事務連絡（令和 2年 4月 3日付）

（別添資料①②③④⑤も含む）（以下「本件公開請求」という。）

② 4月 3日以降の各学校（園）への文書

感染症対策にかかる留意点および手洗いに関する注意点等で、指示、指導、連絡した文書

2 同月16日、実施機関は、本件公開請求のうち別添資料④及び⑤に対して、請求の対象となる行政文書（以下「本件対象文書」という。）が存在しないことを理由として、非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

3 同年 7月 3日、審査請求人は、本件処分を不服として、名古屋市長に対して本件審査請求を行った。

なお、実施機関は、本件各公開請求に対して、本件処分の他に、令和 2年度の教育活動の開始について（以下「本件行政文書」という。）等を特定し、公開決定を行っているが、本件審査請求は、本件処分に対して行われたものである。

第 3 実施機関の主張

1 決定通知書によると、実施機関は、本件対象文書を公開しない理由として、本件行政文書には、別添資料④及び⑤は存在しないため、非公開とすると主張している。

2 上記 1に加え、実施機関は、弁明書において、おおむね次のとおり主張している。

(1) 本件対象文書が存在しないことについては、本件処分以前に確認し、審査請求人に連絡したとおりであり、同名称又はこれに類する名称の行政文書を作成した事実はなく、実施機関においては、指導室のみならず他部署にも該当する行政文書は存在しない。

(2) 審査請求書内に「本件対象文書はないとのことは聞いていた。」と記述されているとおりであり、また、審査請求人から実施機関に対して、「他部署において本件対象文書が存在するのではないか」、「本件行政文書には〇〇の趣旨の文書を添付しなかったか」等の本件処分についての疑義が述べられたこともないことを申し添える。

(3) 本件行政文書は、文書の題名、発出日付及び取扱区分（事務連絡）のいずれも審査請求人の記載と合致しており、また当該文書には、別添資料として①から③までが添付されている。このことから、実施機関として当該文書を特定したものである。

第 4 審査請求人の主張

1 本件審査請求の趣旨

本件処分を取り消すとの裁定（決定）を求める。

2 本件審査請求の理由

審査請求人が審査請求書、反論意見書及び口頭による意見陳述で主張している本件審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 事前に、担当課からは、本件対象文書はないとのことは聞いていたが、担当課にはないということだろうと受け取った。しかしながら、担当課にはないとしても、他の課等にある場合は、非公開決定は出すことができず、公開されるべきである。

(2) 本件公開請求は教育委員会に提出しているものであり、教育委員会が出されたもの（文書）は、教育委員会に対するものであり、全体に対してあるのかどうかの確認は、当然なされるべきである。場合によっては、当然のことであるが、事務局以外も含むということである。

(3) 担当課がどこであろうとも、公開にあたっての担当課の決定及び対応は、行政内部で決められたことであるが、決定にあたっては、全体とし

ての責任を負っている。全体（代表）としての決定である。

- (4) 本件処分にあたって、担当課が教育委員会全体に対して、請求された文書に対して、どのように（あるなしの）確認されたのか等は不明である。
- (5) 確認等もされずに非公開決定されたとしたら、違法であるといえる。文書のあるなしにかかわらずである。厳密な確認がなされたのかどうか疑問が残る。
- (6) 以前に、担当課が他の部署であったが、確認せずに文書を不存在にされたケースがあった。その後、教育委員会全体に対して、請求内容を確認するようになったと記憶する。今回のケースは同じようなケースではないか。
- (7) 別添資料④、⑤は保健関係の文書だったような気がする。
- (8) どこの学校かまでかは覚えていないが、この文書はある学校で出された文書である。
- (9) 審査請求人の思いを処分庁が汲み取って、自分たちの解釈の範囲内だけではなくて、請求者が請求している内容のところを汲み取って、その範囲を広げて、全体を調査してもらって、審査請求人に示して欲しい。

第 5 審査会の判断

1 争点

本件対象文書の有無が争点となっている。

2 条例の趣旨等

条例は、第 1条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市が保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

3 本件行政文書について

本件行政文書は、令和 2年 4月 6日から本市学校教育を開始するにあつ

て、学校に対して、新型コロナウイルス感染症対策の実施に努めること及び保護者に対して、教育活動の開始について理解と協力を得ること等を、同月3日付けで各学校（園）長あてに依頼した事務連絡であり、別添資料①から③が付帯している。

4 本件対象文書の有無について

(1) 本件対象文書は、審査請求人の主張を踏まえると、本件行政文書に付帯する別添資料④及び⑤であると解されるが、上記第4の2(1)のとおり、審査請求人は、実施機関から本件対象文書が存在しないことについて、事前に説明を受けているとのことであった。

(2) また、審査請求人は、実施機関による文書の探索が不十分である旨主張しているが、上記第3の2(3)のとおり、本件公開請求の記載内容と本件行政文書に記載されている「文書の題名」、「発出日付」及び「取扱区分」の全てが一致していることから、本件行政文書のみを特定し、本件対象文書の有無について、他部署及び各市立学校（園）まで確認しなかったことは特段不合理とまではいえず、これを覆すに足りる事実も認められない。

(3) 以上のことから、本件対象文書は存在しないと認められる。

5 審査請求人は、その他種々主張しているが、当審査会の結論に影響を及ぼすものではない。

6 上記のことから、「第1 審査会の結論」のように判断する。

第6 審査会の処理経過

年 月 日	内 容
令和 2年 7月27日	諮問書の受理
9月24日	弁明書写しの受理
10月26日	反論意見書の受理
令和 5年 9月15日 (第65回第 2小委員会)	審査請求人の意見を聴取
同日	調査審議

10月13日 (第66回第 2小委員会)	調査審議
12月 4日	行政不服審査法第31条に基づく口頭意見陳述の 記録書の受理
12月15日 (第68回第 2小委員会)	調査審議
令和 6年 1月 5日	答申

(答申に関与した委員の氏名)

委員 小野木昌弘、委員 森絵里、委員 米澤孝充